

## Dieter Obst, "Reichskristallnacht." Ursachen und Verlauf des antisemitischen Pogroms vom November 1938

山本 達夫

東亜大学 人間科学部 人間社会学科 観光文化コース  
yamamoto@toua-u.ac.jp

本書は、1938年11月9日の夜から11日にかけてドイツ全土で起こったポグロムの発生と展開過程を、暴動参加者に対する戦後の尋問記録を史料として叙述したものである。ポグロムというのは「雷雨・荒廃」を意味するロシア語で、歴史学では、ユダヤ人に対する集団的な襲撃、なかでもロシア・東欧で発生した反ユダヤ暴動を指す。ナチス・ドイツで行われたポグロムは、とくに「クリスタルナハト（クリスタル＝飛散したガラスの夜）」と呼ばれることがある。〔写真参照〕「クリスタルナハト」ということばは、著者のオープストも指摘しているように、この夜に繰り広げられた蛮行の実態を曖昧にするために、ベルリンのドイツ人の間で使われはじめた隠語であるといわれる。<sup>\*1</sup>

ナチス・ドイツのユダヤ人迫害に関する研究は、長い間、絶滅政策（ホロコースト）に力点が置かれてきた。それは正当なことであり、また当然でもあった。しかし、この結果、ポグロムが独立して分析の対象とされることは少なかった。ポグロムは、1935年のニュルンベルク法発布以後、一段と激化したユダヤ人迫害の一段階を画する象徴的な事件として言及されたに過ぎない。研究史においても、この事件を通してナチス体制の構造的特徴を分析・理解しようとする試みは、ほとんどなされてこなかったといつてよい。

これに対して著者は、以下の理由からポグロムに注目する。まずポグロムが、衆人環視の中でのユダヤ人の迫害政策から、秘密裏に行うユダヤ人の追放政策への移行の転換点をなしていたこと。ふたつ目は、この事件後、ユダヤ人の大量国外移住と一定地域への集中が行われたことから考え

て、ポグロムがホロコーストの分析と理解に役立つこと。そして三番目に著者が指摘するのは、ドイツのような歴史ある文化国家で、しかも文明化された20世紀において、なぜ大規模なポグロムが起こり得たのかを問うことに、研究の今日的・将来的な意義があるということである。



「クリスタル」の片付け／ベルリン



破壊されたユダヤ商店／ベルリン

本書の構成は、以下のようになっている。

- I. はじめに
- II. 1938年におけるナチスの激化するユダヤ人政策の諸局面
- III. 「ライヒスクリスタルナハト」の勃発
- IV. ナチスのポグロム参加者
  - ①11月9日夜におけるナチス党・SA〔突撃隊〕の酒場からの参加者の動員，②10日の夜にかけての動員，③10日における職場からの動員，④終業後の動員，⑤破壊と暴行，⑥略奪と窃盗，⑦逮捕と追放
- V. 国家公務員
- VI. ドイツ国民
  - ①隣人たち，②傍観者と通行人
- VII. おわりに

「はじめに」で、著者は、「いかなる政治的、社会的および心理学的な条件のもとで、1938年のドイツで大規模なポグロムが始まり遂行されたのか」を問うことを課題としている。これは、ナチス・ドイツの政策決定過程における反ユダヤ主義の意義を問うものである。すなわち、国家および党における反ユダヤ主義がポグロムの原因となったのか、それともむしろナチス体制の支配・決定構造から生じる体制の社会政策的なダイナミズムそのものがポグロムの前提を作り出したのかという問題である。著者が考察する問題は、わが国のナチズム研究においてもよく知られている「機能的解釈」の有効性をめぐめるものであることがわかる。ただし、ここで議論されているのは、1970年代の論争において「意図派」が持ち出した「ヒトラー還元論」ではないことに注意しなければならない。著者が問うているのは、ポグロムの引き金が、イデオロギーとしての反ユダヤ主義であったのか否かということである。

史料の概要に続き、第II章においては、1938年の初頭からポグロムにいたるユダヤ人政策の諸段階が略述されている。第III章は、11月9日にミュンヘンで催されたヒトラー一揆（1923年）記念祭のあいだにポグロムが発生する経緯をあつかう。ここでは、ポグロムの勃発がどの程度、ヒトラーをはじめとするナチス党指導者の反ユダヤ的

思考に帰せられるのかが考察されている。著者は、ゲッベルス宣伝大臣が、他の分野での不首尾の「埋め合わせ」として反ユダヤ主義を利用し、ポグロムを誘発した煽動演説をしたと解釈する。ゲッベルスの行動は、ヒトラーの寵を得ようとするナチス幹部連中の競争の一環であり、彼は、大規模な破壊行動につながる可能性を十分知りながら演説をしたのだというのである。ヒトラーは、破壊活動が始まったことに「当惑」した様子を見せながらも、反対はしなかったという。

しかし、本研究で最も斬新なところは第IV章である。すなわち史料として初めて、ポグロム参加者への裁判における供述・証言が用いられたことである。旧西ドイツ地区の占領軍が1945年から1952年にかけて行ったこの裁判の記録は、分類整理が不十分であったため、これまで研究者の利用に供せられることはなかった。しかし著者は、旧西ドイツ地区の94の検察庁の裁判記録のうち、77を利用したのである。この新史料の利用によって、従来不透明であったポグロム参加者の具体的な動員の経過や破壊活動の詳細、ユダヤ人への暴行の実態があとづけられることになった。この裁判記録の取扱について、著者は、サンプルの地域的な分布や、サンプルの地区の人口分布の偏りに由来する問題を検討している。たとえば参加者の動員の叙述において51の地区の裁判記録を用いているが、著者は、これでドイツ全土における動員を普遍化できるかと自問している。「史料の概要」において、著者は各地域の裁判記録を見渡した上で、そこに大きな格差は見られないとして分析に入っている。

第IV章では、11月9日夜から翌日の夜にかけてのナチス関係者（突撃隊員、親衛隊員、ナチス自動車軍団、一般党員）のポグロムへの動員の状況が述べられている。この動員は、①11月9日のミュンヘンにおけるヒトラー一揆（1923年）の死者の追悼集会に合わせて各市町村で行われた集会の終了後、「打ち上げ」が行われていた党の酒場から行われたもの、②10日の夜にかけて就寝中の党員に対して行われたもの、③10日に各々の職場から行われたもの、④就業後に行われたもの、からなる。

最初に破壊活動を開始した酒場からの動員につ

いてみてみよう。この動員は、ミュンヘンからの命令を受けて行われた。命令は、まず各大管区の首都や管区の都市に伝達され、そこから周囲の都市に広がった。酒場の法定閉店時刻が午前1時であったことから考えて、動員のほとんどは、10日午前0時半ごろまでに命令が伝達された大・中の都市に関するものであった。動員されたナチス関係者の約8割は突撃隊員である。著者は証言記録から、突撃隊員の大部分が「単なるナチス関係者（曹長以下）」であり、圧倒的多数が政権掌握以後、功利的な理由から入党した日和見主義者であったことを明らかにしている。暴動参加者の職業、社会的階層は多岐にわたっていたが、少なくともアウトサイダーや無頼漢などではなかった。動員された突撃隊員の年齢構成を、133人についてみると、30歳から39歳で全体の半数を、30歳から49歳までが7割を占めていた。これは、いわゆる「闘争期」〔ナチス党政権掌握前〕に、突撃隊員の大半が18歳から25歳の青年層で占められていたのと対照的である。破壊活動の中心的な担い手は、妻子持ちの「分別のある大人」だったのである。

では、確信的な反ユダヤ主義者でなかった彼らがなぜポグロムに動員されたのか。著者はその原因を、追悼集会と「心地よい夕べ」へ参加することで作り出された突撃隊員の情緒的・道徳的な例外状態に見る。つまり、破壊・暴力行為に対する参加者の自制心を取り払う上で重要だったのは、ナチス・イデオロギーや反ユダヤ的心情ではなく、むしろ、非日常的な追悼集会において第一次大戦の戦死者に言及されることで過度に高揚された愛国心と、ライヒ宣伝省の指示に基づくフォーム・ラート死亡の公表によって強められた「民族の敵」への怒りであったというのである。この自制心の無い状態は、追悼集会後にもたれた党や突撃隊の酒場の「心地よい夕べ」の席で増幅された。ミュンヘンからの破壊命令は、こうして隊員たちの意気が揚がっている時に伝えられ、居合わせた隊員たちは指揮官の命ずるまま、ユダヤ人の家屋、商店やジナゴグ（ユダヤ教礼拝堂）に向けて出発した。著者は、そこで働いていたのは集団のダイナミズムであったという。

酒場に居合わせなかった突撃隊員たちは、同僚

や直属の上官によって各自の自宅から非常呼集された。集合場所で、指揮官はフォーム・ラート暗殺に対する「正当な」報復として破壊命令を下した。その際、「破壊活動は上からの命令であるから、犯罪にはあたらず、各人の行動は法に問われない」という指揮官の発言が、隊員たちから非道徳的、非合法的な破壊活動に対するためらいを取り去った、と著者はいう。法的、制度的な構造が解体していたナチス体制下においては、多くの機関が同一の問題について管轄権をもっており、「上からの」命令がそのまま国家指導部の命令と見なされたのである。

もともと確信があつてナチス党に入党したわけではない日和見党員たちは、ユダヤ人の運命についても無関心であった。破壊行動の責任が追求されないことがわかると、あえてこれを拒む理由も見い出せないまま、彼らは行動を開始した。激烈な反ユダヤ感情をもたなかった彼らも、集団心理の中で次第に激情に任せた行動主義に駆られていき、最終的には破壊のための破壊を行うようになっていった、と著者はいう。指揮官の破壊命令は、ユダヤ人の逮捕命令や家宅搜索の命令と合わせて出される場合もあり、その場合、参加者たちは「補助警察」として国家権力の一翼を担っているとの錯覚をもったのである。

著者は、小都市や周辺の村落への破壊命令が、翌日（11月10日）になって初めて伝達されたことを明らかにしている。ゲッベルスが10日の午後からラジオで、これ以上のデモ行動と報復行動を中止する命令を出した後でも、これは収まらなかった。地方の突撃隊指導者たちは、「他の地域ではジナゴグが燃やされているのに、なぜここでは何も起こらないのか」とか、「事を先に進めて、後れを取らないようにしよう」などと言って、破壊活動を煽ったのだった。著者はこの原因を、ナチス・ドイツにおいて多くの機関が重複する管轄権をもっており、指揮命令系統が複雑であったことにみる。

公務員の動向を分析した第V章、および住民の反応を叙述した第VI章において、著者は、ポグロムに広範な社会諸集団が積極的に、あるいは消極的に参加していたことを明らかにしている。そして、さまざまな集団と個人の間、明確な形のな

い多くの行為と反応を引き起こしていたので、これらをひとつの枠組みに入れるのは困難であるとす。しかしまた、状況に規定された事件の経過のダイナミズムと政治的・社会的なポグロム参加諸集団の決定性との相互作用こそが、巨大な暴力の噴出に決定的に作用したと分析している。

V章は、市長、郡長、警察官、消防士といった公務員をあつかい、彼らがなぜ、安全と秩序を維持するという法律で定められた公務を果たさなかったのかが論じられている。その理由として著者があげるのは、親衛隊保安部長官ハイドリヒが10日の深夜に各地の警察署を通じて各自治体の長に出した電報である。電報には、破壊活動とジナゴグの放火を妨げるなどあり、ゲッベルスの破壊中止命令が出たあとも、それにしたがった例は希であったという。

VI章においては、ポグロムに参加しなかった住民について、住民がどのように振舞ったときにポグロムが助長され、あるいは抑制されたのかが考察されている。



炎上するハノーファーのジナゴグ

以上が本書の概要である。本書はもともと1989年に博士学位取得論文として書かれたものである。その基調は、指導にあたった「機能派」の代表格H・モムゼンの主張と似たものになっている。すなわち、反ユダヤ主義以外のナチス支配の要素がポグロムの発動・遂行に対してもった責任が明らかにされることで、その構造ゆえに建設的な政策の遂行が不可能であったナチス支配体制の責任が問われる、というものである。このテーゼ

はどの程度、新史料の利用によって実証されたのか。最後にこの点を、本書の問題点を指摘しつつ検討したい。

第一に指摘すべき問題は、著者が、ポグロムの事件史的なダイナミズム、ポグロム参加者の行動と反応との多様性を通して、社会史を事件史的な形で叙述しようとしたことである。しかし、ポグロム参加者の足取りを追うこと（事件史）は、ポグロム発生のメカニズムの解明（社会史）にはつながらない。事件はあくまでも事件である。かつてデッシャーという研究者は、17歳のユダヤ系青年グリュンspanによる、27歳のドイツ人三等書記官フォーム・ラートの射殺がポグロムの引き金になったと考え、この両者の個人的関係を追究した。そして史料的に明らかにした二人の同性愛関係に由来するこじれが暗殺事件の動機だと結論づけた。<sup>22</sup>この研究を邦訳した小岸昭は、文学者研究者であるが、「まったくの個人的な動機」という「新事実」が「暗殺事件の動機に関する定説に重大な挑戦を投げかける鍵」になったとして、「歴史の真実とまっすぐ向かい合おうとするデッシャー」を賞賛している。そしてデッシャーの研究を、「これほど厳しくひとつの出来事を歴史の文脈でとらえることを教えてくれた本はなかった」と絶賛している。<sup>23</sup>だが、これほど科学的歴史研究からかけ離れた無責任な評論はないであろう。たとえ同性愛関係のこじれが暗殺の動機にあったにせよ、これは価値のない事実である。というのも、ポグロムの歴史的原因とは無関係だからである。同じことが、著者の研究にもいえるのではないだろうか。ポグロム参加者たちは、たしかに暗殺事件を口実として行動に出た。しかし、参加者の分刻みの行動を追っても、歴史的な事象としてのポグロムを理解することにはならないのである。

事件史の追究によって社会史が解明されると考えた著者は、反ユダヤ主義をポグロム参加者の行動の前提として独立させた。その結果、第二の問題が生じた。すなわち、破壊活動の原因として、ポグロム参加者の集団心理が重視されることになったのである。近代反ユダヤ主義の始まりは、ユダヤ人の存在が解決されるべき問題として意識されるようになったことであるといわれる。<sup>24</sup>しかし、こうした意識が生じたのは、一定の歴史的・社会

的な条件のもとにおいてである。社会現象としての反ユダヤ主義が、具体的にどのような形態で、いかなる現れ方をするのかは、歴史的な制約を受けており、それ自体が歴史的な過程である。反ユダヤ主義は各時代に特有なものであり、時代の特殊な要請の中から生じるものである。フォルコフが述べるように、「ナチズム以前に存在した反ユダヤ主義は、なるほど指摘し得る連続性という次元においては、ナチズムの政権掌握とそのユダヤ人政策の重要な『背景』として見なすことはできるが、しかしその現象の『説明』として、ましてや『完璧な説明』と考えられてはならない」のである。<sup>95</sup>個々のポグロム参加者の反ユダヤ主義的感情は、行動に駆り立てた客観的な諸条件のもとで分析されなければならないのである。

三番目に指摘すべきは、ナチズム体制の構造的要因だけでポグロムの勃発を説明できないという点である。たとえば1936年2月4日、スイスのダヴォスでフランクフルターというユーゴスラヴィア籍のユダヤ人学生が、ナチス党国外組織のスイス指導者グストロフを暗殺するという事件が起きた。<sup>96</sup>事件自体は、1938年11月のポグロムのきっかけとなったとされる一ユダヤ人青年によるドイツ人大使館員の射殺事件の顛末に酷似している。しかし1936年にはポグロムは起こらなかった。ライヒ内務省は、事件の翌日には早くも、この事件を口実に行動に打って出ることを厳禁する命令を出した。<sup>97</sup>ヒトラーもグストロフの国葬の席では控えめな態度に終始した。目に見える形での事件の影響としては、歓喜力行団の船舶が「ヴィルヘルム・グストロフ」号と改名されたり、ドイツの街路や広場が彼の名にちなんで改称されたりしたくらいであった。<sup>98</sup>この背景には、ラインラント非武装地帯への進駐計画（1936年3月7日）や、同年8月に予定されたベルリン五輪の成功にける国家指導部の対外的配慮があったことは確かである。だがグストロフ事件が大規模な反ユダヤ暴動を誘発しなかった大きな原因は、1936年2月の時点においては、まだ全国規模のポグロムを可能にする客観的な諸条件が整っていなかったことである。

問われるべきはむしろ、「1936年2月に起こらなかったことが1938年11月に起こったのはなぜか。

この間にナチス・ドイツの社会経済にどのような変化があったのか」である。著者が「体制の構造的要因」を問題とするのであれば、この変化をもたらしたものをこそ追究すべきであった。

筆者の考えでは、この変化は1933年から1936年にかけてのユダヤ人政策の一般的な過激化によってもたらされたものではない。「ユダヤ人問題」をめぐるドイツ社会を根底から変え、ドイツの社会経済を決定的に規定したのは、1936年秋に始動した四カ年計画である。四カ年計画の段階では「ユダヤ人」の代わりに「ユダヤ営業経営」がユダヤ人政策の前面に出てくる。注意すべきは、「ユダヤ人」よりもいっそう捕らえどころのない「ユダヤ営業経営」の定義問題が、独立した法令によってではなく、ニュルンベルク法（「国家公民法」第3条）に基づく政令という形で処理されていったことである。<sup>99</sup>「ユダヤ営業経営」の定義が独立した法律ではなく、政令で処理されていたことは、ナチズムの法的恣意性を示すというよりも、むしろユダヤ人の経済活動からの排除（経済の脱ユダヤ化）が、当時のドイツ社会において、もはや法的規定では対処できないほどの影響力を持つにいたったことを示すものである。

ポグロムが起こったのが、四カ年計画の絶頂期であったことを考えるならば、商店の破壊を、突発的な破壊活動としてみるのではなく、四カ年計画で遂行された戦争経済体制の「合理化」の一環と見ることも可能となる。近年の研究においては、絶滅政策には、占領地・併合予定地の「過剰人口」を抑制し、経済の振興を図るという「人口政策」的な側面があった点が注目されている。たとえばアリアは、「ホロコーストの経済」という観点から、ユダヤ人絶滅政策を東方占領地政策（経済振興政策や都市計画）全体の枠内で考察することを提唱し、ホロコーストが、反ユダヤイデオロギーを基礎としつつも、他面では冷酷な経済合理性の枠内で計画的に実行されたことを明らかにした。<sup>100</sup>ポグロムにおいても、「合理的な」戦争経済の布石としての最高効率の労働体系が追求されたことは、十分に想定できるのである。

本書には、現時点でのホロコースト研究史からみた場合、物足りない部分もある。しかしこれは、ポグロム参加者の尋問記録を史料とした本書の価

値を減じるものではない。破壊命令を受けてユダヤ人の住宅に侵入した突撃隊員が、机上の花瓶を割って「命令を遂行しました」と上官に報告した事実などは、顔をつきあわせた一対一の尋問記録からしか明らかにできないものである。だからこそ、個人的には情けのあるドイツ人が、ユダヤ人の命と財産を奪ったポグロムの歴史的原因を追究する必要があるのである。参加者の行動を跡づけることで、ポグロムの発生から拡大までの過程を詳らかにした本書の功績は大きいといえよう。

ディーター・オープスト『ライヒスクリスタルナハト—1938年11月の反ユダヤポグロムの原因と経過』（フランクフルト/M・ベルン・ニューヨーク・パリ, 1991年), 371p.

---

<sup>1</sup> タイトルの「ライヒスクリスタルナハト」の「ライヒス」は、「ドイツの」の意。

<sup>2</sup> Döschel, H.-Jürgen, *Reichskristallnacht. Die Novemberpogrom 1938* (Frankfurt / M., 1988)

<sup>3</sup> デッシャー, 小岸昭訳『水晶の夜—ナチ第三帝国におけるユダヤ人迫害』（人文書院, 1990）, 262-263, 266-267頁。

<sup>4</sup> 下村由一「反ユダヤ主義とシオニズム」江口朴郎編『民族の世界史15—現代世界と民族』（山川出版社, 1987年）所収, 146頁。

<sup>5</sup> Volkov, Shulamit, *Kontinuität und Diskontinuität im Deutschen Antisemitismus 1978-1945*, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 33Jg. 1985, pp. 224, 243.

<sup>6</sup> フランクフルターはグストロフと面識はなかったが、熱烈なヒトラー崇拜者であるグストロフを標的にすることで、ナチスのユダヤ人迫害に対する抗議の意を示そうとしたといわれる。Zentner, Bedürftig, (eds.), *Das große Lexikon des Dritten Reiches* (München, 1985), pp. 184, 233.

<sup>7</sup> Walk, J. (ed.) *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien—Inhalt und Bedeutung* (Heidelberg / Karlsruhe, 1981), II/116, pp. 153-154.

<sup>8</sup> *Das Große Lexikon*, p. 233., Peters, Ludwig (ed.), *Volkslexikon Drittes Reich* (Tübingen, 1994), p. 301.

<sup>9</sup> この点については参照, 拙稿「第三帝国における経済の脱ユダヤ化関連重要法令I, II」『総合人間科学』（東亜大学）2-1（2002年）53-70頁, 3-1（2003年）97-120頁。

<sup>10</sup> Aly, Götz, Heim, Susanne (et. al.), *Sozialpolitik und Judenvernichtung. Gibt es eine Ökonomie der Endlösung?* (Berlin, 1983)

---